

# 地域通貨ひらり終了に伴う 払戻しのお知らせ

特定非営利活動法人あざみ発行の地域通貨ひらりは令和2年9月30日をもって利用を終了します。

つきましては「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、下記の通り払い戻しをします。

下記の期間内にお申し出ください。



■払戻対象：地域通貨ひらり

■申出期間：令和2年10月1日（木）～

令和3年1月29日（金）10：00～16：00

当該申出期間内に申出をしなかった地域通貨ひらりの保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

■申出方法：当法人事務所備え付けの「払戻申出書」に必要事項を記入し地域通貨ひらりを添えて提出してください。

■払戻方法：地域通貨ひらりと引き換えに1枚100円で現金を払い戻します。

■問合せ先：特定非営利活動法人あざみ

令和2年10月1日

特定非営利活動法人あざみ

枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル102号室 電話：072-840-2072